



川崎市

令和4年度 第1回
川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

川崎市における 高齢者虐待認定事例について

健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課事業者指導係

目次

- 1 高齢者虐待について
- 2 川崎市における高齢者虐待事例
 - (1) 身体的虐待①②
 - (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
 - (3) 心理的虐待
 - (4) 経済的虐待
- 3 市町村への通報義務について



1 高齢者虐待について



○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（通称：高齢者虐待防止法）

目的

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護等を定めることにより、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

・高齢者虐待

= ①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待

・高齢者

= 65歳以上の者（平成24年10月～65歳未満の養介護施設・事業所利用の障害者等も含む）

・養介護施設従事者等（詳細はp.28）

= 老人福祉法及び介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

※直接介護サービスを提供しない者（管理者や事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職員も含まれます。

・高齢者虐待の類型（詳細はp.4）

= ①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待

1 高齢者虐待について

養介護事業者等による高齢者虐待の類型

| | 定義 | 具体例 |
|-------------|--|---|
| 身体的虐待 | 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること | ①暴力的行為 ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 |
| 介護・世話の放棄・放任 | 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など養護を著しく怠ること | ①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ⑤その他職務上の義務を怠ること |
| 心理的虐待 | 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと | ①威嚇的な発言、態度 ②侮辱的な発言、態度 ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ⑥その他 |
| 性的虐待 | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること | 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為 |
| 経済的虐待 | 高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること | 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること |

2 川崎市における高齢者虐待事例

(1) 身体的虐待① 介護施設

足を組む癖がある入居者について、誤嚥等につながる危険性があるとの理由から、足首に鈴をつけてすぐ気付けるようにしたり、足首を紐で縛った。どちらも一時的なものであり、すぐにやめた。

ポイント

○身体拘束

本人の意に反して足を縛る行為は身体拘束です。仮に緊急やむを得ない場合の3要件を満たしていたとしても、**身体拘束を行うまでの手続きを怠った場合は高齢者虐待にあたります。**

2 川崎市における高齢者虐待事例

(1) 身体的虐待② 介護施設

・他の利用者の介助や調理作業を妨げるとして、管理者を含む複数の職員が居室扉の外側から自転車用チェーンを掛け、居室内から扉を開けられないようにした。

ポイント

○管理者の関与

監査において管理者等の関与が確認された場合には、行政処分が重くなる可能性があります。管理者等が直接虐待を行った場合だけでなく、虐待を認識しながら何も対応しなかった場合も含まれることがあります。

2 川崎市における高齢者虐待事例

参考

○緊急やむを得ない場合の3要件

①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる必要が著しく高いこと

②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無いこと

③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※3点すべてを満たすことが定められており、1つでも要件を満たさない場合は「**高齢者虐待**」

※緊急やむを得ない場合はあくまで「**例外的な緊急対応措置**」

○やむを得ず身体的拘束等を行う場合

- ・3要件を満たすかどうかは担当のスタッフ個人（または数名）では行わず、**施設全体で判断**する。
- ・利用者本人や家族に対し、身体的拘束等の**内容・目的・理由・拘束時間・期間等**を詳細に説明するとともに、十分な理解を得る。仮に事前に了解を得ていたとしても、身体拘束を行う時点では必ず個別に説明する。
- ・身体拘束を行っている間も、緊急やむを得ない場合に該当しているかどうかを**常に観察・再検討**する
- ・実施する際は**利用者の態様・実施時間・心身の状況及び緊急やむを得ない理由**を記録しなければならない。

2 川崎市における高齢者虐待事例

参考

○身体拘束未実施減算（施設系サービスのみ）

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、**所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算**する。

【厚生労働大臣が定める基準】（大臣基準告示・四十二の二）

指定居宅サービス等基準第183条第5項及び第6項（※）に規定する基準に適合していること。

（※）川崎市の場合は各種基準条例

基準に適合していない状態とは

記録を行っていない、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体拘束適正化のための指針を整備していない、身体拘束適正化のための定期的な研修を実施していない

これらの事実が確認された場合

- ・速やかに市に改善計画を提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告
- ・事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、**入居者全員について**所定単数から減算。

2 川崎市における高齢者虐待事例

参考

○身体的拘束のないケアの実現に向けて

・身体的拘束等を誘発する原因の分析

⇒ケアする側の関わりや環境・利用者なりの理由や原因を探り、除去するケアが求められる

・施設全体として身体的拘束等廃止に向けて主体的に取組む

⇒身体的拘束等を行わないための計画の作成、研修・委員会の開催

・身体的拘束等の廃止を契機により良いケアを実現する

⇒廃止までの過程で提起された課題を真摯に受け止める

2 川崎市における高齢者虐待事例

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

介護施設

入居者のナースコールを手の届かない場所に移動させた。

ポイント

○ナースコール設置の義務

施設系サービスによっては、各種条例や指針でナースコールの設置が義務付けられています。

※利用者の状態像に応じて設置したセンサー（離床センサー等）の電源を勝手に切る等の行為も、ネグレクトに含まれます。

2 川崎市における高齢者虐待事例

(3) 心理的虐待

介護施設

- ・職員が認知症のある利用者の頭部に500mlのペットボトルを乗せ、談笑していた。別の職員がその様子を目撃したが、利用者に嫌がっている素振りが見られなかつたこともあり、注意せず一緒に笑っていた。
- ・ボールペンのノック部分を利用者の額に押し当てた。
- ・イベントの際に丸めた紙を利用者に投げた。

ポイント

○虐待の意図の有無について

虐待の意図がなくとも、高齢者の尊厳を傷つけたり、軽んじる行為は心理的虐待に該当します。

2 川崎市における高齢者虐待事例

(4) 経済的虐待

訪問介護

自己が使用する目的で購入したものを入居者の物品を立て替え払いしたものとして不正な処理を行い、利用者の金銭を搾取したほか、購入時に付与されるポイントを自身のポイントカードにつけた。

ポイント

○金銭の範囲

金銭でなくとも、それに代わるもの無断で使用・流用するような行為は、経済的虐待に該当します。

3 市町村への通報義務について



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第21条（抜粋）

- 養介護施設従事者等は、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
⇒施設の従業員以外でも、高齢者虐待を発見した者には、**市町村への通報義務**がある。
虐待の事実を知りながら**報告を行わなかった場合**、そのことをもって**処分が重くなる可能性がある**。
- 養介護施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
⇒通報窓口を周知する際は、**通報者は保護される旨**を併せて周知する。

13

3 通報義務について

●養介護施設従事者等による虐待の通報窓口

| 相談・通報・届出窓口 | | 電話番号 |
|-------------------------|--|--------------|
| 1 川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 | | 044-200-2679 |

●養護者虐待による虐待の相談窓口

| 相談・通報・届出窓口 | | 電話番号 |
|----------------------------------|--------------|--------------|
| 1 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） | 高齢・障害課高齢者支援係 | 044-201-3080 |
| 2 大師地区健康福祉ステーション | 高齢者支援担当 | 044-271-0157 |
| 3 田島地区健康福祉ステーション | 高齢者支援担当 | 044-322-1986 |
| 4 幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） | 高齢・障害課高齢者支援係 | 044-556-6619 |
| 5 中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） | 高齢・障害課高齢者支援係 | 044-744-3217 |
| 6 高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） | 高齢・障害課高齢者支援係 | 044-861-3255 |
| 7 宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） | 高齢・障害課高齢者支援係 | 044-856-3242 |
| 8 多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） | 高齢・障害課高齢者支援係 | 044-935-3266 |
| 9 麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） | 高齢・障害課高齢者支援係 | 044-965-5148 |

14

以上で終了です。ご清聴ありがとうございました。